

議案第76号

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、水道法施行令の一部改正に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を拡大する必要があるによる。

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年福岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加える。

第5条第1項第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。